

報 道 資 料

静 岡 市

(令和 6 年 9 月 30 日)

◆件名	自賠責保険切れ公用原付の運転	
◆覚知日	令和 6 年 9 月 11 日	
◆概要	・市が所有し、各課職員が運転する原動機付自転車（公用原付）7 台について、管財課の担当職員が自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の更新手続きを失念しました。 ・このため、約 1 カ月の間に、職員 34 人が延べ 110 回、自賠責保険の有効期間切れの公用原付を運転してしまいました。 ・本件は、静岡中央警察署に報告済みです。 ・7 台の公用原付は、すでに自賠責保険の更新手続きを完了しています。	
◆経緯と 対応状況	9 月 11 日 ～	公用原付を運転しようとした職員から自賠責の有効期間が切れているのではないかと指摘 公用原付 7 台の自賠責保険の有効期間切れを確認。ただちに、自賠責保険の更新手続きを行うとともに、静岡中央警察署に状況を報告 一括して管理する他の自動車（公用車）や公用原付を含む二輪車の保険加入状況を調査 自賠責保険の有効期間切れがないことを確認
◆原因	・公用原付の自賠責保険の有効期間満了が近づくと、管理者である管財課あてに保険会社から通知が来ます。管財課では、その通知を受け、担当職員が更新手続きを行います。 ・今回、担当職員は、更新手続き書類を作成したものの、保険会社への郵送を失念していました。また、自賠責保険の更新手続きを 1 名で担当しており、他職員が手続き完了を確認する体制になっていませんでした。	
◆今後の対応	・公用原付の自賠責保険の手続きを、複数の職員で行います。 ・月に一度、公用原付の自賠責保険の有効期間の確認を行います。	
◆問い合わせ	管財課（静岡庁舎本館 1 階）谷津(たにつ)、日比野 電話 054 - 221 - 1014	

※別紙資料 無